北海道地方における気候変動予測（水分野）技術検討委員会　規約

（名称）
第１条　本会は、「北海道地方における気候変動予測（水分野）技術検討委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

（目的）
第２条　委員会は、「平成２８年８月北海道大雨激甚災害を踏まえた水防災対策検討委員会」の報告を踏まえ、北海道地方における気候変動の影響（降雨量、洪水量）を最新の知見に基づき科学的に予測するとともに、気候変動によるリスクの影響を評価することを目的とする。

（委員の任命）
第３条　委員は、学識経験を有する者等のうちから、国土交通省北海道開発局長及び北海道知事が任命する。

（委員会）
第４条　委員会には委員長を置くこととし、委員のうちから、国土交通省北海道開発局長及び北海道知事が指名する。
２　委員長は、委員会の会務を総括する。
３　委員会は、原則として公開で行うものとする。
４　委員会配布資料は、ホームページで公開することを原則とする。ただし、個人情報、貴重種情報等公開することが適当でないと判断されるものについては、公開しないものとする。
５　委員会における議事録については、あらかじめ委員長及び出席委員に確認の上、ホームページで公開するものとする。
６　委員会には、参考意見聴取のためオブザーバーを置くことができる。オブザーバーは、国土交通省北海道開発局長及び北海道知事が任命する。

（事務局）
第５条　委員会の事務局は、北海道開発局建設部河川計画課及び北海道建設部土木局河川砂防課に置く。
２　事務局は、会議の運営に関する事務その他の事務を処理する。

（謝金及び旅費）
第６条　「謝金の標準支払基準」及び「国家公務員等の旅費に関する法律」の定めるところにより支給する。

（雑則）
第７条　この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

附　則
この規約は、平成２９年　６月１９日より施行する。